

国民健康保険税と後期高齢者医療保険料のお支払い方法が選べます

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料について、平成20年の4月から特別徴収（年金からの天引き）によりお支払いいただいている人、又は本年10月からお支払いいただく予定となっている人で、左記の①及び②のいずれの要件も満たす場合は、税務課（住民税係）の窓口へお申し出いただくことにより、保険税・保険料を年金からの天引きではなく、口座振替によりお支払いいただくことも可能となります。

- ①これまで、国民健康保険税を滞納することなく納めていただいている人
- ②これからの国民健康保険税・後期高齢者医療保険料を、口座振替により、納めていただける人

●申し込みに必要なもの

- ・国民健康保険又は後期高齢者医療保険の「被保険者証」（保険証）
- ・口座振替依頼書
- ・印かん（銀行届出印）

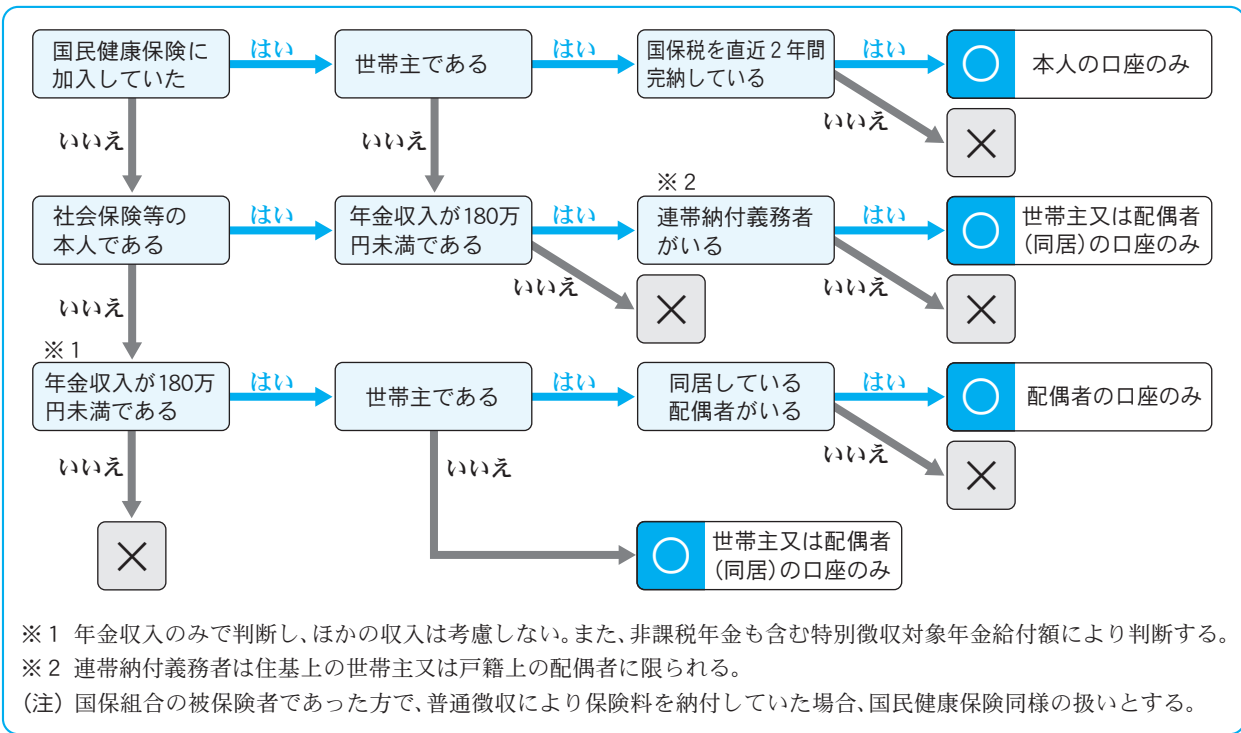
以上を持参して「納付方法変更届出書」をご記入いただき、税務課住民税係の窓口へ提出してください。
 ※「納付方法変更届出書」は税務課の窓口にあります。
 ※申し込み後、口座からのお支払いが可能となりましたら、別途通知いたします。

●注意

「後期高齢者医療保険料」については、支払い方法を変更出来ない場合があります。また、振替可能な口座も限定されますので、下の表でご確認のうえ、お申し込みください。

▼問い合わせ先＝

税務課 住民税係 ☎9121



介護予防事業【口・歯の無料相談会】『歯つらつ教室』開催のお知らせ

- ▼日時・場所＝9月11日（木）
午前9時30分～正午
（受付9時開始）
多功コミュニティセンター
- ▼対象者＝おおむね65歳以上
- ▼内容＝歯科相談・検診、歯科医師講話、歯の手入れについての実習など
- ▼定員＝先着30名（参加申し込み要）

- ▼費用＝無料
- ▼持ってくるもの＝
 - ・自宅で使用している歯ブラシ（入れ歯用のブラシを含む）
 - ・ハンカチ又はタオル（歯の手入れ実習で使います。）
 - ・無料相談券（申込後お渡しします。）
- ▼問い合わせ先＝保険課 高齢者支援係
☎9129